

令和5年度排ガス等の重金属分析結果について

※令和5年度も埋立基準や排出基準を満たし、安心安全な施設稼働が出来ました。

【令和5年度 焼却灰及び固化灰（飛灰を固めたもの）の重金属分析結果】

1. 1号炉焼却灰

試験の対象	試験の結果	試験の方法	陸上埋立基準
アルキル水銀化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表3	検出されないこと (0.0005)
水銀又はその化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表2	0.005
カドミウム又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-55.4	0.09
鉛又はその化合物	0.01 mg/L	JIS K 0102-54.4	0.3
六価クロム化合物	0.15 mg/L	JIS K 0102-65.2.5	1.5
砒素又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-61.4	0.3
セレン又はその化合物	0.03未満 mg/L	JIS K 0102-67.4	0.3
1,4-ジオキサン	0.05未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表8第2	0.05
備考1) 検液の調製は、S48環境庁告示13号第1による。 備考2) …未満は、用いた試験方法の定量下限値未満である。 備考3) 基準欄で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量下限を下回る場合をいい、括弧内にその数値を記載する。 以下余白			

2. 2号炉焼却灰

試験の対象	試験の結果	試験の方法	陸上埋立基準
アルキル水銀化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表3	検出されないこと (0.0005)
水銀又はその化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表2	0.005
カドミウム又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-55.4	0.09
鉛又はその化合物	0.02 mg/L	JIS K 0102-54.4	0.3
六価クロム化合物	0.04未満 mg/L	JIS K 0102-65.2.5	1.5
砒素又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-61.4	0.3
セレン又はその化合物	0.03未満 mg/L	JIS K 0102-67.4	0.3
1,4-ジオキサン	0.05未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表8第2	0.05
備考1) 検液の調製は、S48環境庁告示13号第1による。 備考2) …未満は、用いた試験方法の定量下限値未満である。 備考3) 基準欄で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量下限を下回る場合をいい、括弧内にその数値を記載する。 以下余白			

3. 固化灰

試験の対象	試験の結果	試験の方法	陸上埋立基準
アルキル水銀化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表3	検出されないこと (0.0005)
水銀又はその化合物	0.0005未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表2	0.005
カドミウム又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-55.4	0.09
鉛又はその化合物	0.13 mg/L	JIS K 0102-54.4	0.3
六価クロム化合物	0.26 mg/L	JIS K 0102-65.2.5	1.5
砒素又はその化合物	0.005未満 mg/L	JIS K 0102-61.4	0.3
セレン又はその化合物	0.03未満 mg/L	JIS K 0102-67.4	0.3
1,4-ジオキサン	0.05未満 mg/L	S46環境庁告示第59号付表8第2	0.05
備考1) 検液の調製は、S48環境庁告示13号第1による。 備考2) …未満は、用いた試験方法の定量下限値未満である。 備考3) 基準欄で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量下限を下回る場合をいい、括弧内にその数値を記載する。 以下余白			

令和5年度 排ガスの重金属分析結果】

1. ①1号炉排ガス (令和5年5月)

計量の対象	計量の結果	換算値		排出基準		計量の方法
		排出量				
硫黄酸化物濃度	7 ppm	排出量	0.07 m^3/h		-	JIS K 0103及び 大気汚染防止法 施行規則第3条
		K値	0.02 -	K値	17.5	
ばいじん濃度	0.0001 g/m^3		0.0001 g/m^3 (On=12%)	0.15 g/m^3		JIS Z 8808
窒素酸化物濃度	150 ppm		160 ppm (On=12%)	250 ppm		JIS K 0104
塩化水素濃度	1 mg/m^3		1 mg/m^3 (On=12%)	700 mg/m^3		JIS K 0107
全水銀	(0.29) $\mu\text{g}/\text{m}^3$		(0.30) $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (On=12%)	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		平成28年 環境省告示 第94号
備考1) 計量の結果の欄及び換算値の欄で“<...”は、計量の方法による検出下限値未満である。 備考2) 水銀において定量下限値未満検出下限値以上の数値は括弧を付した表記とする。 備考3) 計量の結果及び換算値は有効数字2桁もしくは検出下限値の桁までとし、それ以下の桁は切捨とする。 数値の取り扱いにはJISZ8401による。 備考4) 換算値については、計量法の対象外項目である。						

②1号炉排ガス (令和6年1月)

計量の対象	計量の結果	換算値		排出基準		計量の方法
		排出量				
硫黄酸化物濃度	9 ppm	排出量	0.10 m^3/h		-	JIS K 0103及び 大気汚染防止法 施行規則第3条
		K値	0.02 -	K値	17.5	
ばいじん濃度	0.0001 g/m^3		0.0001 g/m^3 (On=12%)	0.15 g/m^3		JIS Z 8808
窒素酸化物濃度	110 ppm		130 ppm (On=12%)	250 ppm		JIS K 0104
塩化水素濃度	64 mg/m^3		79 mg/m^3 (On=12%)	700 mg/m^3		JIS K 0107
全水銀	(0.17) $\mu\text{g}/\text{m}^3$		(0.21) $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (On=12%)	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		平成28年 環境省告示 第94号
備考1) 計量の結果の欄及び換算値の欄で“<...”は、計量の方法による検出下限値未満である。 備考2) 水銀において定量下限値未満検出下限値以上の数値は括弧を付した表記とする。 備考3) 計量の結果及び換算値は有効数字2桁もしくは検出下限値の桁までとし、それ以下の桁は切捨とする。 数値の取り扱いにはJISZ8401による。 備考4) 換算値については、計量法の対象外項目である。						

2. ①2号炉排ガス (令和5年5月)

計量の対象	計量の結果	換算値		排出基準		計量の方法
		排出量				
硫黄酸化物濃度	3 ppm	排出量	0.04 m^3/h		-	JIS K 0103及び 大気汚染防止法 施行規則第3条
		K値	0.01 -	K値	17.5	
ばいじん濃度	0.0001 g/m^3		0.0002 g/m^3 (On=12%)	0.15 g/m^3		JIS Z 8808
窒素酸化物濃度	100 ppm		130 ppm (On=12%)	250 ppm		JIS K 0104
塩化水素濃度	72 mg/m^3		92 mg/m^3 (On=12%)	700 mg/m^3		JIS K 0107
全水銀	(0.29) $\mu\text{g}/\text{m}^3$		(0.37) $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (On=12%)	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		平成28年 環境省告示 第94号
備考1) 計量の結果の欄及び換算値の欄で“<...”は、計量の方法による検出下限値未満である。 備考2) 水銀において定量下限値未満検出下限値以上の数値は括弧を付した表記とする。 備考3) 計量の結果及び換算値は有効数字2桁もしくは検出下限値の桁までとし、それ以下の桁は切捨とする。 数値の取り扱いにはJISZ8401による。 備考4) 換算値については、計量法の対象外項目である。						

②2号炉排ガス (令和6年1月)

計量の対象	計量の結果	換算値		排出基準		計量の方法
		排出量				
硫黄酸化物濃度	6 ppm	排出量	0.07 m^3/h		-	JIS K 0103及び 大気汚染防止法 施行規則第3条
		K値	0.02 -	K値	17.5	
ばいじん濃度	0.0005 g/m^3		0.0007 g/m^3 (On=12%)	0.15 g/m^3		JIS Z 8808
窒素酸化物濃度	96 ppm		120 ppm (On=12%)	250 ppm		JIS K 0104
塩化水素濃度	38 mg/m^3		51 mg/m^3 (On=12%)	700 mg/m^3		JIS K 0107
全水銀	0.90 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		1.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (On=12%)	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		平成28年 環境省告示 第94号
備考1) 計量の結果の欄及び換算値の欄で“<...”は、計量の方法による検出下限値未満である。 備考2) 水銀において定量下限値未満検出下限値以上の数値は括弧を付した表記とする。 備考3) 計量の結果及び換算値は有効数字2桁もしくは検出下限値の桁までとし、それ以下の桁は切捨とする。 数値の取り扱いにはJISZ8401による。 備考4) 換算値については、計量法の対象外項目である。						